

中山間地域所得向上支援対策実施要綱

〔 制定 平成28年10月11日付け28農振第1336号
農林水産事務次官依命通知 〕

第1 目的及び趣旨

中山間地域の農業は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っている。また、豊かな風土を活かして全国的なブランド化が図られるなど、経営者の意欲によって、今後の農業経営に大きな希望が持てる地域である。一方で、中山間地域は、自然的・経済的・社会的条件が不利な上に、平地と比べて高齢化や人口減少が進展している。

このような中、平成27年10月5日に環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が大筋合意され、「総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）」において、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を支援することとされた。

これらを踏まえ、中山間地域所得向上支援対策（以下「対策」という。）により、収益性の高い農産物等の生産・販売等の取組を総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を推進する。

第2 中山間地域所得向上計画

対策を実施するに当たって、収益性の高い農産物等の生産・販売等により、所得向上を図る都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）は、中山間地域所得向上計画（以下「所得向上計画」という。）を策定するものとし、その記載する内容については、農林水産省農村振興局長及び生産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによるものとする。

なお、都道府県が計画主体となる場合は、所得向上計画の対象となる市町村と緊密な連携のもと、策定するものとする。

第3 対策の内容

1 対象事業

対策の対象事業は、次に掲げる事業とする。

（1）中山間地域所得向上支援事業

中山間地域所得向上支援事業（以下「本体事業」という。）は、所得向上計画の策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に実施する事業とし、その具体的な内容は農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

（2）関連事業

関連事業は、所得向上計画に基づき実施する（1）の本体事業と関連する次のアからウまでの事業とし、その具体的な内容は農村振興局長等が別に定

めるところによるものとする。

ア 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

収益性の高い農産物を中心とした営農体系への転換を促進するため、水田の排水改良や、畑地・樹園地の区画拡大・畑地かんがい施設の整備等を支援する事業。

イ 産地パワーアップ事業

地域一丸となって収益力向上に計画的に取り組む産地に対し、集出荷施設の整備等を支援する事業。

ウ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化に必要な施設整備等を支援する事業。

2 事業実施主体

事業実施主体は、1に掲げる対象事業ごとに農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

3 対象地域等

(1) 対策の対象地域は次のアからケまでの地域とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

イ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)

エ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

カ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄

キ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島

ク 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島

ケ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯

(2) 所得向上計画の区域(以下「計画区域」という。)は、対象地域における農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。)内の区域とする。

ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設

を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を計画区域とすることができる。

なお、計画区域内の農用地全体に占める主傾斜1/100以上の農用地の面積割合が概ね25%以上（北海道内の地域にあつては、主傾斜1/100以上の農用地の面積割合が概ね5%以上）であるものとする。

(3) 本体事業は、計画区域を対象として実施するものとする。

(4) 本体事業の施設整備のうち農村振興局長等が別に定める施設は、計画区域内の農業者等が当該施設の主たる受益者であつて、計画区域内の農業者等の所得向上を図る上で必要な施設と計画主体が認める場合に限り、(1)及び(3)の規定にかかわらず、対象地域外で実施できるものとする。

(5) 本体事業の基盤整備のうち農村振興局長等が別に定める施設は、計画区域内の農業者が当該施設の主たる受益者であつて、計画区域内の施設と一体的に整備する必要があると計画主体が認める場合に限り、(3)の規定にかかわらず、計画区域外で実施できるものとする。

4 成果目標及び目標年度

計画主体は、農村振興局長等が別に定めるところにより、所得向上計画において成果目標及び目標年度を定めるものとする。

第4 対策の手続

1 所得向上計画の策定に係る採択申請

(1) 計画主体は、採択申請書（計画概要表を含む。）及び関係書類（以下「申請書等」という。）を、計画主体が都道府県である場合にあつては地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に、計画主体が市町村である場合にあつては都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、管内の本事業への取組方針を明確にした上で、(1)により提出された申請書等を確認し、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1)又は(2)により提出された申請書等の内容を審査し、これを適当と認めるときは、当該申請の採択を決定し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)により通知を受けた申請の計画主体が市町村である場合は、遅滞なく、市町村長に対し決定された旨を通知するものとする。

(5) 地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長は、(3)により決定したときは、農村振興局長に報告するものとする。

2 所得向上計画の策定

(1) 計画主体は、1の(3)による決定を経た上で、所得向上計画を作成し、第3の1に掲げる本体事業及び関連事業の実施に必要な計画（以下「関連計画」という。）を添付した上で、計画主体が都道府県である場合にあつては地方農政局長等に、計画主体が市町村である場合にあつては都道府県知事に提

出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された所得向上計画及び関連計画を確認し、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1)又は(2)により提出された所得向上計画及び関連計画の内容を審査し、これを適当と認めるときは、当該申請に係る所得向上計画及び本体事業の実施に必要な計画（以下「所得向上計画等」という。）を認定し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(4) 地方農政局長等は、(4)の審査に当たっては、外部有識者等の意見を聴くものとする。

(5) 都道府県知事は、(3)により通知を受けた所得向上計画の計画主体が市町村である場合は、遅滞なく、市町村長に対し所得向上計画等が認定された旨を通知するものとする。

(6) 地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長は、(3)により認定したときは、農村振興局長に報告するものとする。

3 1及び2の手続は、農村振興局長等が別に定める様式により行うものとする。

4 計画主体は、所得向上計画等について、農村振興局長等が別に定める重要な変更を行うときは、2の規定を準用する。

第5 事業評価

計画主体は、所得向上計画に定められた目標年度の翌年度において、農村振興局長等が別に定めるところにより、事業の評価を行わなければならない。

第6 助成

国は、予算の範囲内において、所得向上計画に基づく対象事業の実施に要する経費に充てるため、農村振興局長等が別に定めるところにより助成するものとする。

第7 配慮

国及び事業実施主体は、本体事業の実施に当たって、農地中間管理機構による担い手への農地集積に配慮することとする。

第8 委任

対策の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

附則

1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

2 平成28年度の申請書等の提出については、平成29年1月末までとする。